

令和 7 年度

下志賀地区飲料水供給施設導配水管新設工事

特 記 仕 様 書

かつらぎ町役場 住民環境課

## 第1章 総 則

1. 本工事の施工に当たっては、契約図書、和歌山県土木工事請負必携（以下「工事必携」という）、仕様書、和歌山県共通特記仕様書（以下「共通仕様書」）及び本特記仕様書に基づき実施する。
2. 本工事に使用する工事関係提出書類は和歌山県に準じるものとする。
3. 仕様書、本特記仕様書、工事必携・共通仕様書等の内容が矛盾する場合や、設計図書の内容が現場と相違する場合などは、必ず監督員に報告し、指示を受けること。
4. 契約金額 500 万円以上の工事については、契約後 10 日以内（土・日・祝日を除く）にコリンズの登録を行うこと。
5. 請負者は、施工前に契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実を確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
6. 請負者は、契約後速やかに工程表、施工計画書等の工事必携に記載されている提出書類を提出すること。
7. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行えるものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が請負者に口頭による指示を行えるものとする。その場合には、後日書面により監督員と請負者の両方が指示内容等を確認するものとする。

## 第2章 工事内容

1. 工 事 場 所： 伊都郡かつらぎ町大字 志賀 地内
2. 工 事 概 要： 別紙設計書工事概要のとおりである。
3. 工 事 数 量： 別紙工事数量総括表のとおりである。

## 第3章 一般事項

1. 工事用地等の使用（工事用地区域外への立ち入り）

請負者は、工事用地区域外へ立ち入りする場合は、必ず所有者の承諾を得ること。又、立ち入り後は所有者の要望通りに請負者が責任を持って対応すること。尚、その費用については請負者の負担とする。

2. 県産品建設資材の利用拡大

一般資材において、規格・品質が条件を満足するものについては、県内製品の優先使用に努めること。

3. 現場における責任の明確化について

現場代理人、主任（監督）技術者においては、現場での責任者の明確化を図るため、腕章を着用すること。

## 第4章 現場条件

### 1. 基礎地盤の支持力に関する確認

請負者は、構造物及び舗装の基礎地盤の支持力の確認を行うこと。尚、支持力が十分でない場合は請負者が責任を持って対応し、その費用については請負者の負担とする。

### 2. 第三者に対する措置

- (1) 現場出入口において、重機等工事関係車両の通行に十分注意を払い、交通誘導員を配置し、一般通行車及び歩行者の安全に万全を期すこと。
- (2) 請負者は施工前に、地元自治区民に対し回覧板や工事予告看板等で十分に周知する事。
- (3) 地元車両は、優先的に通行させること。
- (4) 降雨等により土砂が事業区域外に流入しないよう十分な排水対策を行うこと。
- (5) 夜間については赤色電気チューブ等を設置し、安全対策を行うこと。
- (6) 毎作業終了ごとに単管バリケード等で施工箇所を囲み、部外者が施工箇所へ立ち入りできないように対策を行うこと。

## 第5章 施 工

### 1. 一般事項

#### 工事測量及び設計図書の照合

- 1. 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。
- 2. 請負者は、測量標(仮BM)の設置に当たって、位置及び高さの変動のないようにしなければならない。
- 3. 請負者は、用地巾杭、測量標(仮BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地巾杭が現存しない場合は、監督員に報告し指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 4. 請負者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
- 5. 請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。  
尚、報告を怠って工事を実施したために損害が生じた場合は請負者の負担とする。

## 2. 土 工

### (1) 一般事項

土工の施工に当たっては、降雨等により土砂が流出する事の無いよう十分排水対策を行った上で施工を進めること。

毎日の盛土作業終了時には、必ずまき出した土の転圧を完了させ、転圧面は降雨の排水を考慮した形状とし排水が良好に行われるようにすること。

工事完成断面においても、降雨の排水を十分考慮し法面が荒れないような処理を行っておくこと。

また、計画道路上に雨水等がたまることのないようにすること。

### (2) 舗装版及び構造物取壊

取壊し着手前に、取壊し量が確認出来るよう展開図を作成し、写真で管理すること。

### (3) 埋戻

埋戻は 30 cm毎に振動コンパクト及びランマ等で十分転圧し施工すること。なお、作業状況が解るようスプレー等で埋戻厚を明示し写真で管理すること。

また、仕切弁や消火栓など下がりやすい場所については、十分注意し施工すること。

## 第6章 施工管理

### 施工管理基準

本工事の施工管理は、「和歌山県土木工事施工管理基準」によるものとする。

## 第7章 条件変更の補足事項

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

1. 地下埋設物の出現
2. 異常な湧水
3. その他やむを得ないと判断される事項

## 第8章 残土及び建設副産物について

1. 請負者は、本工事の施工により発生する建設副産物を、再資源化施設に搬出するものとする。
2. 請負者は、再資源化処理業者及び最終処分業者と書面にて委託契約を締結し、契約書の写し、受入伝票の原稿及びマニフェストのA票、B2票、D票及びE票を監督員に提出するものとする。

## 第9章 その他

1. この仕様書に定めなき事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督員と協議するものとする。
2. 工事施工にあたり、道路、その他構造物に損害を与えないように十分注意して施工を行うこと。工事施工により用地及び埋設管の破損、又はその他の物件を破損した場合は、原形の状態に速やかに復旧し、監督員の検査を受けること。ただし、復旧費用は請負者の負担とする。
3. 設計図面の訂正及び変更については、請負者が責任を持って必ず対応すること。
4. 工事前に測量杭及び地籍杭や明示杭の控え杭をとり、施工後には各測点杭、地籍杭、明示杭、を座標により復元すること。また、布設管の明示ピンを設置すること。
5. 工事施工によって生じる用地交渉や畑・立木等の補償は請負者が行いその費用についても請負者の負担とする。
6. 道路敷地内には各種工事材料（資材）を放置しないこと。特に一時使用の必要が生じたときは、道路管理者に対し道路占用許可を提出すること。
7. 工事現場内への資材搬入については、道路法に基づく通行車両を使用すること。
8. 本工事が起因となり車庫等の出入りに支障を来たす場合は仮駐車場を確保すること。ただし、交渉及び仮駐車場等に要した経費については、請負者の負担とする。
9. 請負代金の中間金を必要とする場合は、少なくとも30日前に検査申請書に写真を添えて提出すること。
10. 水道管の仮設及び本設工事の切り替え等については、少なくとも7日前までに申し出ること。ただし金土日祝日は除くものとする。
11. 水道管水圧試験については、「水道施設設計指針」にならい行い、水圧0.75MPa、チャートは4時間以上記録すること。  
その他計測に関し監督員の指示に従うこと。ただし、これらに要した費用は、請負者の負担とする。
12. 給水工事については、かつらぎ町指定工事店により施工し、既設給水管の一部を更新した場合は、町指定の給水装置工事申請書及び図面・写真を作成し速やかに提出すること。また、未給水個所については既設管を閉栓し、給水装置を設置した場合は、その件数毎に「給水装置工事申込書」を作成し提出すること。
13. 試掘等の段取り（日程調整）及び施工は請負者で行い、これらに要した費用も請負者の負担とする。
14. 日曜、祝祭日の工事については原則施工しないこと。
15. 工事用地から土砂や重機を搬出する際には、一般道を汚すことのない様、対策を講ずること。万が一、道路を土砂等で汚した場合は必要に応じて路面洗浄を行うこと、その費用について請負者の負担で行うこと。
16. 道路を規制（通行止め、片側通行）する場合は、事前に地元自治区に対し十分に周知するとともに、道路使用許可申請書を提出すること。また、伊都消防組合に対し、通行制限依頼書を提出すること
17. 工事各種保険
  - （1）請負者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、工事施工に伴い第三者に与えた損害を補償する保険に加入すること。
  - （2）請負者は工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。  
なお、請負者は上記保険の証券等（契約内容がわかるもの）の写しを監督職員に提出すること。

Ⅰ 8. 工事施工に伴い、次の関係機関と十分に協議を行い、関係機関と協議した内容を打合せ簿にて監督員に報告すること。

尚、関係機関との協議や調整を怠って工事を実施したために損害が生じた場合は、請負者の負担で対応すること。

(1) かつらぎ警察署 (TEL 0736-22-0110) ※道路使用許可申請及び通行規制について

(2) 伊都消防組合 (TEL 0736-22-0119) ※通行制限依頼書について

(3) かつらぎ町役場建設課 (TEL 0736-22-0300) ※道路の復旧範囲について

(4) かつらぎ町役場住民環境課 (TEL 0736-22-0300) ※ゴミ収集車(可燃・不燃物)の収集ルートや、ゴミ集積場所について

(5) かつらぎ町役場上下水道課 (TEL 0736-22-6566)